

水谷直樹◎弁護士・弁理士

著名歌手のパブリシティ権の侵害が認められないと判示した事例

(知的財産高等裁判所第4部 平成21年8月27日判決 平成20年(ネ)第10063号)

1. 事件の概要

控訴人らは、女性デュオ「ピンク・レディー」の構成員（2名）であるところ、被控訴人(株)光文社は、その出版にかかる週刊誌『女性自身』（平成19年2月27日号）中で「『ピンク・レディー』ダイエット」の見出しのもと、原告らの写真14枚（本件写真）を、原告ら以外の写真、記事と共に掲載しました。

これに対して控訴人らは、被控訴人に対し、本件写真の掲載は、控訴人らが自己の肖像につき有するパブリシティ権の侵害であるとして、平成19年に損害賠償の支払いを求めて、東京地方裁判所に訴訟を提起しました。

東京地方裁判所は、平成20年7月4日に判決を言い渡し、控訴人らの請求を棄却したため、控訴人らが知財高裁に控訴したのが本事件です。

2. 争点

本事件の争点は、被控訴人が控訴人らの写真14枚を、その出版にかかる週刊誌に掲載したことが、控訴人らのパブリシティ権を侵害することになるか否かでした。

3. 裁判所の判断

知財高裁は、平成21年8月27日に判決を言い渡しましたが、まず、人の氏名や肖像を保護対象とするパブリシティ権について、

「氏名は、人が個人として尊重される基礎で、その個人の人格の象徴であり、人格権の一内容を構成するものであって、個人は、氏名を他人に冒用されない権利・利益を有し（最高裁昭和58年(オ)第1311号昭和63年2月16日第三小法廷判決・民集42巻2号27頁参照）、これは、個人の通称、雅号、芸名についても同様であり、ま

た、個人の私生活上の自由の1つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有するもの（最高裁昭和40年(あ)第1187号昭和44年12月24日大法廷判決・刑集23巻12号1625頁参照）であって、肖像も、個人の属性で、人格権の一内容を構成するものである（以下、これらの氏名等や肖像を併せて『氏名・肖像』という。）ということができ、氏名・肖像の無断の使用は当該個人の人格的価値を侵害することになる。したがって、芸能人やスポーツ選手等の著名人も、人格権に基づき、正当な理由なく、その氏名・肖像を第三者に使用されない権利を有することができるが、著名人については、その氏名・肖像を、商品の広告に使用し、商品に付し、更に肖像自体を商品化するなどした場合には、著名人が社会的に著名な存在であって、また、あこがれの対象となっていることなどによる顧客吸引力を有することから、当該商品の売上げに結び付くなど、経済的利益・価値を生み出すことになるところ、このような経済的利益・価値もまた、人格権に由来する権利として、当該著名人が排他的に支配する権利（以下、この意味での権利を『パブリシティ権』という。）であるということができる。

もっとも、著名人は、自らが社会的に著名な存在となった結果として、必然的に一般人に比してより社会の正当な関心事の対象となりやすいものであって、正当な報道、評論、社会事象の紹介等のためにその氏名・肖像が利用される必要もあり、言論、出版、報道等の表現の自由の保障という憲法上の要請からして、また、そうとしないまでも、自らの氏名・肖像を第三者が

喧伝などすることでその著名の程度が増幅してその社会的な存在が確立されていくという社会的に著名な存在に至る過程からして、著名人がその氏名・肖像を排他的に支配する権利も制限され、あるいは、第三者による利用を許容しなければならない場合があることはやむを得ないということができ、結局のところ、著名人の氏名・肖像の使用が違法性を有するか否かは、著名人が自らの氏名・肖像を排他的に支配する権利と、表現の自由の保障ないしその社会的に著名な存在に至る過程で許容することが予定されていた負担との利益較量の問題として相関関係的にとらえる必要があるものであって、その氏名・肖像を使用する目的、方法、態様、肖像写真についてはその入手方法、著名人の属性、その著名性の程度、当該著名人の自らの氏名・肖像に対する使用・管理の態様等を総合的に観察して判断されるべきものということができる。そして、一般に、著名人の肖像写真をグラビア写真やカレンダーに無断で使用する場合には、肖像自体を商品化するものであり、その使用は違法性を帯びるものといわなければならない。一方、著名人の肖像写真が当該著名人の承諾の下に頒布されたものであった場合には、その頒布を受けた肖像写真を利用するに際して、著名人の承諾を改めて得なかったとして、その意味では無断の使用に当たるといえるときであっても、なおパブリシティ権の侵害の有無といった見地からは、その侵害が否定される場合もあるというべきである。」

と判示したうえで、被控訴人が、本件写真を、その出版にかかる週刊誌に掲載したことにつき、

「本件記事は、昭和51年から昭和56年にかけて活動して広く世間に知られ、子供から大人に至るまで幅広く支持を受け、その振り付けをまねることが社会的現象にさえなり、また、昭和59年以後数回にわたり期間限定で再結成されてコンサート活動を行ったピンク・レディーの写真14枚(本件写真)を掲載するなどの『『ピンク・レディー』ダイエット』との見出しの本件雑誌の16ないし18頁にかけての全3頁の記事であって、……①本件記事は、本件雑誌の読者層が子供時代にピンク・レディーに熱狂した女性ファン層と重なることから、……ピンク・レディーの曲に合わせてその振り付けを

踊ることによってダイエットをすることを紹介することとし、その関連で、……振り付けしながら踊って楽しくやせられてピンク・レディーのような体型も夢ではないとの記載、……Aが語る小学生時代にピンク・レディーの振り付けをまねて踊っていたとの思い出やピンク・レディーの楽曲に合わせて踊ることによって楽しくダイエットができることなどを語る記載、……歌唱中やインタビューを受けるなどして活躍中のピンク・レディーの写真の掲載、……Cが小学生時代にピンク・レディーの振り付けをまねて踊っていたとの思い出などを語る記載をするものであること、②……、本件写真は、その面積において、大きなもので約80cm²(本件写真7)から小さなもので約10.1cm²(本件写真13)まで、平均約36.4cm²の14枚の白黒写真であって、それぞれの写真において、縦26cm、横21cm、面積546cm²のA B変形版サイズである本件雑誌の各頁との比較でさほど大きなものということができず、また、このことからして、本件写真は、通常の読者がグラビア写真として鑑賞の対象とするものとしては十分なものは認め難く、本件写真が週刊誌等におけるグラビア写真の利用と同視できる程度のものということもできないこと、③……各楽曲を歌唱中の控訴人らの写真の周囲には、『Bのひとことアドバイス』と題する踊り方の簡単な説明の文章、本件写真の大きさに比肩する大きさでの踊りの姿勢を取るAの写真、各楽曲についての4コマのイラストと説明による振り付けの図解解説が掲載されるなどしており、本件記事を全体として見た構成において、必ずしも控訴人らの写真が本件記事の中心となっているとみることができるものではないこと、以上の事実等が認められ、本件記事は、……読者層に、その記憶にあるピンク・レディーの楽曲の振り付けで踊ることによってダイエットをすることを紹介して勧める記事ということができ、また、本件雑誌の表紙における本件記事の紹介も、……Aが解説するピンク・レディーにかかわるダイエット記事が登載されていることを告知しようとするものということができ、さらに、本件雑誌の電車等の中吊り広告(乙4)及び歌唱中の控訴人らの写真1枚が付けられた新聞広告(甲6、7)も同様の趣旨のものであるということができ、以上による

と、本件写真の使用は、ピンク・レディーの楽曲に合わせて踊ってダイエットをするという本件記事に関心を持ってもらい、あるいは、その振り付けの記憶喚起のために利用しているものということができる。

また、本件写真は、控訴人らの芸能事務所等の許可の下で、被控訴人側のカメラマンが撮影した写真であって、被控訴人において保管するなどしていたものを再利用したものではないかとうかがわれるが、その再利用に際して、控訴人らの承諾を得ていないとしても、前記したとおり、社会的に著名な存在であった控訴人らの振り付けを本件記事の読者に記憶喚起させる手段として利用されているにすぎない。

以上を総合して考慮すると、本件記事における本件写真の使用は、控訴人らが社会的に顕著な存在に至る過程で許容することが予定されていた負担を超えて、控訴人らが自らの氏名・肖像を排他的に支配する権利が害されているものということとはできない。」

と判示し、結論としてパブリシティ権の侵害は認められないとして、控訴人らの控訴を棄却しました。

4. 検討

本件は、著名な女性デュオ「ピンク・レディー」（控訴人ら）の肖像写真の週刊誌への掲載が、控訴人らが有するパブリシティ権を侵害することになるか否かが争われた事件です。

本判決は、パブリシティ権を検討する前提として、人の氏名や肖像をみだりに他人に使用されない権利ないし利益は、人格権に基づくものであることを明らかにしています。

そのうえで、本判決は、芸能人やスポーツ選手などの著名人においては、その氏名や肖像が顧客吸引力を有することになり、商品の売り上げに結びつくなどの経済的利益を生み出しているため、これらの著名人には、人格権に由来する権利として、当該著名人の氏名・肖像を排他的に支配する権利であるパブリシティ権が認められると判示しています。

パブリシティ権に関しては、従来、これを財産的権利であるとして構成する立場と、人格権に由来する権利であるとして構成する立場とが存在していましたが、平成16年2月13日のギャロップレーサー事件最高

裁判決が、物の所有権に基づき物（馬の名称）についてのパブリシティ権を認めることを否定したことから、人に成立するパブリシティ権についても、これを財産的権利として構成するのではなく、人格権に由来するものとして構成することが有力視されていました。

本判決は、この点につき、パブリシティ権を人格権由来の権利としてとらえることを明らかにしています。

本判決は、このような前提のもとで、著名人につきパブリシティ権の成立が認められる場合においても、他方で、著名人であるが故に社会の関心の対象になりやすいことから、第三者による著名人の氏名・肖像の使用を一定の限度で甘受しなければならないとして、パブリシティ権の成立と第三者による著名人の氏名・肖像の使用の甘受とは利益衡量の関係にある問題であると判示しています。

そして、どのような場合に氏名・肖像の使用を甘受しなければならないのかについては、氏名・肖像の使用の目的、方法、態様、肖像写真の入手方法、著名人の属性、著名人の程度、著名人自らの氏名・肖像に対する使用・管理の態様等を総合的に観察して判断すべきものと判示しています。

本判決は、そのうえで、本件写真（14枚）の週刊誌中での掲載については、肖像のグラビアやカレンダーにおける使用の場合のように、肖像の顧客吸引力をそのまま使用するというものではなく、本件記事の趣旨からすると、控訴人らの写真が、ダイエットをテーマとする本件記事の中心となっておらず、使用の甘受の範囲を超えているとは認められないとして、控訴人らが自らの氏名・肖像を排他的に支配する権利、すなわちパブリシティ権が害されているとはいえないと結論づけました。

本判決は、パブリシティ権として主張可能な範囲を明らかにした事例として、今後の実務で参考になるものと考えられます。

みづたに なおき

1973年 東京工業大学工学部卒、1975年 早稲田大学法学部卒業後、1976年 司法試験合格。1979年 弁護士登録、現在に至る（弁護士・弁理士、東京工業大学大学院客員教授、専修大学法科大学院客員教授）。知的財産権法分野の訴訟、交渉、契約等を多数手掛けている。